

平成31年度フロン類対策研修 実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

フロン類対策については、地球温暖化に深刻な影響を与える代替フロンの排出量の急増が見込まれることや、機器使用時の漏えい等による排出についての対策の必要性を踏まえ、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）が、平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）と名称を改め、27年4月より全面施行された。これにより、フロン類の製造から使用中の管理、廃棄時に回収した冷媒の最終処理まで、フロン類のライフサイクル全体での総合的な対策を推し進めていくこととなった。

このような背景を踏まえ、本研修では、都道府県、環境省及び経済産業省においてフロン類対策に関する業務を担当している職員を対象に、フロン類対策業務の推進に必要な基本的な考え方や専門的知識・技術を習得させるとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワークの形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1)期間：平成31年5月28日（火）～平成31年5月30日（木）（3日間）

※期間中は全員合宿制となります。

(2)場所：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3

TEL 04-2994-9766、FAX 04-2994-9306

3. 教科内容 裏面のとおり

4. 研修予定人数 50名

5. 受講資格

次の各号のいずれかにも該当する者とする。

(1)都道府県、環境省及び経済産業省においてフロン類対策業務を担当している職員

(2)研修受講に支障のない健康状態にある者

(3)所属長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、**平成31年4月19日（金）までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。なお、受講の状態については、研修終了後、所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1)往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2)滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

*次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL <http://www.neti.env.go.jp>）に掲載しておりますので御参照下さい。

◎「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

◎「実施要綱」、「略歴書」様式

平成31年度フロン類対策研修 教科内容

1. 講義：フロン排出抑制法について
(対策の背景、フロン排出抑制法の各種基準等) …………… 2. 5時間
フロン類対策を巡る現状と課題を把握するとともに、フロン排出抑制法の背景・制度の詳細について理解を深める。
 2. 講義：第一種特定製品と高圧ガス保安法の関係について…………… 0. 5時間
業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）で使用されている冷媒は、高圧ガス保安法の観点からも規制されていることから、冷媒及び同法の基礎的知識及びフロン排出抑制法との関わりについて学ぶ。
 3. 講義：業務用冷凍空調機器の構造等について（機器の種類、構造、仕組み等） …… 1. 5時間
フロン排出抑制法の規制対象である業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）について、その構造等について学ぶ。
 4. 講義：フロン類回収技術及び業務用冷凍空調機器の使用時の管理について（回収機器の概要、回収方法、使用時の漏えいの実態、機器の管理方法等） …………… 1. 5時間
フロン排出抑制法に基づき、整備時・廃棄時等に行われるフロン類の回収に関する回収機器の概要や回収方法等の技術的知識及び業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）からフロン類が漏えいする実態と要因、漏えいを事前に防止するための点検等機器の管理方法等について学ぶ。
 5. 現地研修 …………… 2. 5時間
講義で学ぶ内容に関し、フロン類の回収等で用いる実際の機器を用い、その構造等について学ぶ。
 6. 講義：フロン排出抑制法に係る都道府県の取組について…………… 1. 5時間
フロン排出抑制法に基づき都道府県が担う業務について、先進的な取組を行っている都道府県の実務状況を基に理解を深める。
 7. 講義：建物解体と建設リサイクル法について …………… 1. 0時間
業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の主要な廃棄プロセスの一つである建物解体の実態や関係法令について学ぶ。
 8. グループワーク（グループ討議、発表）
（業務用冷凍空調機器の管理者の効率の指導方法について） …………… 4. 0時間
各グループのケーススタディによる課題解決策の検討を通じて、各々の今後の取組方策推進のための理解を深め、各自自治体における様々な取組や考え方等を情報共有する。
 9. その他（開・閉講式、オリエンテーション） …………… 1. 0時間
- 合計 16. 0時間

(注)

- 教科内容は、都合により変更になることがあります。
- 現地研修は、貸切りバスにて移動予定です。
- 開講式は10時00分から行います。9時30分までに入所して下さい。
- 閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。